

小諸市公園クリーン活動奨励金交付要綱

平成 25 年 3 月 1 日

告示第 26 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、小諸市内の公園の維持管理活動を実施する団体に、予算の範囲内で小諸市公園クリーン活動奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「公園」とは、市が管理している都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条の 2 の規定により設置された都市公園及び都市計画法施行令（昭和 44 年政令第 158 号）第 25 条第 6 号の規定により設置された緑地公園等をいう。

2 この要綱において「維持管理活動」とは、次に掲げる公園の維持管理作業をいう。

- (1) 清掃を 1 カ月に 1 回以上行う作業
- (2) 除草を 1 年に 2 回以上行う作業

(交付対象者)

第 3 条 奨励金の交付の対象となる団体等は、公園の維持管理活動を実施する団体のうち、次に掲げる団体とする。

- (1) 小諸市自治基本条例（平成 22 年小諸市条例第 1 号）第 3 条第 4 号に規定する区又はその他の地域自治組織及びこれに準ずる市民団体
- (2) 育成会又は PTA その他の青少年健全育成の活動を行う団体
- (3) 市内に事務所又は事業所を有する法人
- (4) 前 3 号に掲げる団体のほか、市長が特に認める団体

(奨励金の額等)

第 4 条 奨励金の額は、1 年につき維持管理活動を実施した面積（池沼、有料公園施設等の除草、清掃等を要しない部分を除く。）1 平方メートル当たり 25 円を乗じて得た額とする。ただし、対象面積が 60 平方メートル以上 240 平方メートル未満のときは、6,000 円とする。

2 対象面積が 60 平方メートル未満の場合は支給しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

3 100 円未満の端数は切り捨てを行い、奨励金の限度額は 120,000 円とする。

4 維持管理活動の期間が 1 年に満たない場合は、月割りにて計算するものとする。

(協議及び申請)

第 5 条 奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、維持管理活動の実施について、事前に市長に協議しなければならない。

2 前項の協議は、小諸市公園クリーン活動実施協議書兼奨励金交付申請書（様式第1号）に作業実施予定箇所図を添えて市長に提出し行うものとする。

（申請者の責務）

第6条 申請者は、維持管理活動の作業を行うにあたり、安全の確保及び事故防止対策を行わなければならない。

2 維持管理活動の作業中に発生した事故等については、申請者が全て責任を持って対処するものとする。この場合において、事故等が発生した場合には、遅滞なく市に連絡するものとする。

（実績報告）

第7条 申請者は、維持管理活動終了後速やかに、小諸市公園クリーン活動実績報告書（（様式第2号）以下「報告書」という。）に作業実施時の写真等（実施前及び実施後の写真を含む。）を添えて市長に提出しなければならない。

（交付額の決定）

第8条 市長は、前条の規定により報告書の提出があったときは、書類の審査及び作業箇所の確認を実施し、奨励金交付額を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により奨励金交付額を決定したときは、小諸市公園クリーン活動奨励金交付額決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（交付額の請求）

第9条 前述の規定により通知を受けた申請者は、小諸市公園クリーン活動奨励金交付請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（奨励金の返還）

第10条 市長は、既に交付した奨励金について、偽り、その他不正な行為により奨励金を受けたと認めるときは、期間を定めてその奨励金の全部又は一部を返還させるものとする。

（点検）

第11条 維持管理活動実施時又は公園利用時等に、次の事象を発見したときは、速やかに市に報告するものとする。

- (1) 遊具の盗難、損傷又は故障等が発見したとき。
- (2) 樹木に異常を発見したとき。
- (3) 公園施設（フェンス、園路灯等）に異常を発見したとき。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

小諸市公園クリーン活動
実施協議書兼奨励金交付申請書

年 月 日

(宛先)小諸市長

申請者
住所
連絡先
印

小諸市公園クリーン活動奨励金交付要綱第5条の規定により、奨励金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。なお、実施に当たっては要綱に定める内容を守り、安全対策を講じて作業中の事故防止に努めます。

作業公園名			
作業面積	m ²	作業概要	草刈 回/年・清掃 回/年
作業実施月	作業内容及び実施予定		
	草刈・草取	清掃	その他
年4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
年1月			
2月			
3月			

(備考)

- 1 実施作業平面図(地図)
- 2 実施面積を地図上に記入すること。

様式第2号(第7条関係)

小諸市公園クリーン活動実績報告書

年 月 日

(宛先)小諸市長

申請者
住 所
連絡先
印

小諸市公園クリーン活動奨励金交付要綱第7条の規定により、作業の実施をいたしましたので、関係書類を添えて報告します。

作業公園名					
	作業面積	m ²	作業概要	草刈 回/年・清掃 回/年	
作業実施月	作業内容及び作業日			作業従事者数	確認欄
	草刈・草取	清掃	その他		
年 4 月					
5 月					
6 月					
7 月					
8 月					
9 月					
10 月					
11 月					
12 月					
年 1 月					
2 月					
3 月					

(備考)

- 1 実施作業写真(実施前及び実施後)
- 2 写真については、実施前と実施後の比較ができるようにすること。
- 3 写真の代わりに、実施を確認した日付と責任者のサインとすることもできる。
- 4 作業面積については、正確に記入すること。

様式第3号(第8条関係)

小諸市公園クリーン活動奨励金交付額決定通知書

小諸市指令第 号
年 月 日

(申請者) 様

小諸市長 印

年 月 日に申請のありました小諸市公園クリーン活動実績報告書を審査した結果、次のとおり決定しましたので通知します。

1 奨励金交付額決定額 円

2 交付額決定内容

年 月 日付交付申請に記載のとおりとします。

様式第4号(第9条関係)

小諸市公園クリーン活動奨励金交付請求書

(宛先)小諸市長

年 月 日

請求者 印
住 所
連絡先

年 月 日付第 号で通知決定のありました小諸市公園クリーン活動
奨励金について、次のとおり請求します。

奨励金交付決定額		円
金融機関名	銀行・組合 農協・金庫	支店 支所
フリガナ		
口座名義人		
口座番号	当座・普通	